

保護預り約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様と Siiibo 証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

(保護預り証券)

第2条 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項第5号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2. 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、決済会社が定めるところによりお預りします。
3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、新株予約権付社債については当該保護預り約款の対象外であり、お客様の新株予約権付社債の管理は、発行者の「新株予約権原簿」及び「社債原簿」への記録によります。また、新株予約権の行使によって取得した株式の管理についても当該保護預り約款の対象外であり、発行者の「株主名簿」への記録によります。
4. この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第3条 当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。
- (2) 決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- (3) 保護預り証券のうち、債券については、特にお申出のない限り、当社において他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- (4) 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混合保管等に関する同意事項)

第4条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- (2) 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

(共通番号の届出)

第5条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第6条 保護預り口座設定のお申込みの際に、お客様にご入力頂いた住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

(保護預り証券の口座処理)

第7条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

2. 決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

(お客様への連絡事項)

第8条 当社は、保護預り証券について、残高照合のための報告(ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告)をお客様にお知らせします。

2. 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のコンプライアンス部門に直接ご連絡ください。

(名義書換等の手続きの代行等)

第9条 当社は、所定の手続きによるご依頼があるときは社債原簿の名義書換の手続きを代行します。

(償還金等の代理受領)

第10条 保護預り証券の償還金又は利金の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、お客様の振込先の指定銀行預金口座にお支払いします。

(届出事項の変更手続き)

第11条 お届出事項に変更があるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の書類をご提出等いただくことがあります。

(公示催告等の調査等の免除)

第12条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

(緊急措置)

第13条 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(この約款の変更)

第14条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイト上の掲示による方法又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第15条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織。

- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織。
- (3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)。